

## 萩の魚販売促進等支援事業補助金交付要綱

制定 平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、萩の魚販売促進等支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、萩産の水産物を活用した魅力ある商品開発や販路拡大等に意欲的に取り組む漁業経営体及び漁協女性部を中心としたグループ（以下「グループ等」という。）を支援し、萩産水産物の認知度向上やグループの更なる経営発展を図ることを目的とする。

### (補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象となる経費、補助率及び事業費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとするグループ等は、別に定める日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 市税等納付確認同意書（別記第3号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めるときは、補助金の交付決定をし、その旨をグループ等に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第6条 補助金の交付決定を受けたグループ等（以下「補助事業者」という。）は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、計画変更承認申請書（別記第4号様式）に前条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の増額を伴う事業費の変更又は事業費の10分の3以上に及ぶ変更
- (2) その他計画の内容の大幅な変更

- 2 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、補助事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第7号様式）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

- 2 第4条第2項ただし書により交付申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第8号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、補助金確定額から受領済みの額を

差し引いた額について、補助金請求書（別記第9号様式）を市長に提出できるものとする。

（補助金の支払い）

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に請求に係る金額を請求者に支払わなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、事業の遂行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備しておかななければならない。

（報告及び検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金交付の決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が概算払により交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	事業費
萩の魚販売促進等支援事業	萩市に住所のある漁業経営体及び漁協女性部を中心としたグループ	<ul style="list-style-type: none"><li>◆開発・商品化に要する経費 原材料費、試作品作成費、試作・加工に必要な施設・備品・機器等の賃借料及び購入費、成分分析検査費等</li><li>◆新たな付加価値化に要する経費 ロゴ・パッケージデザイン料、ホームページ・リーフレット等の作成費、商品PR資材作成費、知的財産権の取得費等</li><li>◆調査研究に要する経費 新たな販売先を開拓するための調査・セミナー・イベント参加に係る旅費・出展料等、専門家の派遣に係る旅費・報酬等</li></ul>	2分の1以内	上限 300千円